

一般社団法人ハルモニア 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ハルモニアと称し、英文では、Harmonia Associationと表示する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、人の親が子を想うのと同様に、動物や他者を思いやり、互いに豊かな人生や生活を共有できる社会の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するため下記の事業を行う。

- (1) 動物愛護及び弱者救済の精神を普及・啓発する事業
- (2) 動物の飼育、保護、譲渡及び管理など動物に関する各種情報の収集、整理、発信及び提供
- (3) 弱者救済に関する各種情報の収集、整理、発信及び提供
- (4) 動物の飼育、保護、譲渡及び管理に関する認定、評価及び顕彰事業
- (5) 弱者救済に関する認定、評価及び顕彰事業
- (6) 動物愛護及び弱者救済に関する書籍や情報誌等の各種著作物の企画、制作、頒布及び販売
- (7) 動物愛護及び弱者救済に関するコミュニティの企画及び運営
- (8) 動物愛護及び弱者救済に関するイベント、講演会及び勉強会などの企画、開催及び運営
- (9) 関連団体・企業、地域等との情報交換、提携事業
- (10) その他当法人の目的達成のために必要な事業及び前各号に附帯又は関連する一切の事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額を支払うものとする。

(退 社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種 別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開 催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事に事故あるときは、副代表理事がこれにあたる。副代表理事をおかない場合は、社員総会において出席した社員の中から選出する。

(決議)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬及び退職慰労金の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 上記各号に定めるものの他、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

2 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権及び代理)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有するものとし、社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項にかかわらず、次の者は以下の議決権を有するものとする。

高石 由美 議決権2個

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

- 第21条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうちから、代表理事1名を定める。
 - 3 理事のうちから、若干名、副代表理事を定めることができる。

(選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

- 第23条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務権限)

- 第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副代表理事及び理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期終了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、第21条第1項に定める定数を欠くに至った場合には、任期満了又は辞任によって退任した後も、新たに選任される者が就任するまでの間、理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有するものとする。

(解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合には、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法に関する法律第111条第1項の役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 3 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(役員のパ報酬及び退職慰労金)

第30条 役員のパ報酬、賞与、その他当法人から受ける職務執行上のパ対価及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第31条 当法人は、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事の選定及び解任

(理事会の招集権者)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。但し、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。当該議事録が電磁的記録をもって作成された場合は、署名又は記名押印に代えて法務省令で定める措置をとる。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第39条 基金は、拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を、清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書を、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 解 散

(定款の変更)

第44条 本定款は、社員総会の特別決議をもって、変更することができる。

(解 散)

第45条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと。

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める理由

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは当法人と類似の事業を目的とする、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 附 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年8月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 高石 由美

設立時理事 本田 洋隆

設立時理事 加幡 正雄

設立時監事 大野 仁子

東京都練馬区大泉学園町7丁目19番22号

設立時代表理事 高石 由美

(設立時社員)

第50条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都練馬区大泉学園町7丁目19番22号

設立時社員 高石 由美

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1290番地の183箱根国際マンション
A1108

設立時社員 本田 洋隆

東京都練馬区上石神井3丁目9番12号

設立時社員 加幡 正雄

(法令の準拠)

第51条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。